

議案第 1 4 号

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「1 月」を「1 か月」に改め、同条第 2 項の表以外の部分中「6 月」を「6 か月」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6 か月	1 0 0 分の 2 1 2 . 5
3 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 1 2 7 . 5
3 か月未満	1 0 0 分の 6 3 . 7 5

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 6 条の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

在職期間	割合
6 か月	2 2 0 分の 1 5
3 か月以上 6 か月未満	1 3 2 分の 9

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

茨川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して期末手当を支給する。これらの基準日前<u>1</u>か月以内に任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前<u>6</u>か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u>か月</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の212.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の127.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の63.75</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （略）</p>	在職期間	割合	<u>6</u> か月	<u>100分の212.5</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の127.5</u>	3か月未満	<u>100分の63.75</u>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して期末手当を支給する。これらの基準日前<u>1</u>月以内に任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前<u>6</u>月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u>月</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の220</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の132</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の66</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （略）</p>	在職期間	割合	<u>6</u> 月	<u>100分の220</u>	3月以上6月未満	<u>100分の132</u>	3月未満	<u>100分の66</u>
在職期間	割合																
<u>6</u> か月	<u>100分の212.5</u>																
3か月以上6か月未満	<u>100分の127.5</u>																
3か月未満	<u>100分の63.75</u>																
在職期間	割合																
<u>6</u> 月	<u>100分の220</u>																
3月以上6月未満	<u>100分の132</u>																
3月未満	<u>100分の66</u>																